

栃木労働局「今月(8月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



① 行動災害・熱中症を防止しましょう！

- 栃木県内の休業4日以上労働災害が**4年連続で増加**しています。
『Aない声かけ運動！プラス』に取り組み、“あわてず”“あせらず”“あなどらず”を実践しましょう。
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（令和4年5月から9月）期間に、熱中症予防のための7つのルール（対策）の徹底を呼びかけています。



② 雇用維持の確保を支援します！

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 特例期間の延長（令和4年9月末まで延長）
- 2 業況の再確認（業況特例を利用している場合は、令和4年1月1日以降売上げ書類等の再提出が必要。また令和4年4月以降は毎月業況を確認する。）



◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

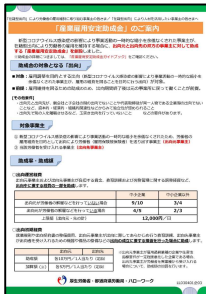
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成します。

（グループ内企業間での「在籍型出向」についても助成金対象）

【出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所：☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】 各ハローワーク又は職業対策課分室へ



各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html

③ 業務改善助成金（通常コース・特例コース）は令和4年度も実施します！

- 「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを支援するものです。
- 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。【通常コース（申請締切：令和5年1月31日）】
- 具体的な支給要件などの詳しい内容は、以下の二次元バーコードまたはURL（ともに厚生労働省HPのもの）よりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudu/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



【お問合せ先】
業務改善助成金コールセンター
(TEL) 0120-366-440
栃木働き方改革推進支援センター
(TEL) 0800-800-8100

④ 「人への投資」成長分野などの人材育成や定着に向けた支援

◆特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）令和4年4月1日雇い入れから適用
デジタル関係、グリーン・カーボンニュートラル関係業務に従事させる事業主が、
高齢者や障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者を、
ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して助成。

雇い入れ1ヶ月以内に「成長分野の事業内容、対象労働者の従事する業務内
容等を記載」した実施計画書を、紹介ハローワークへ提出。

実施計画書を提出後、該当となる場合、支給額は現行コースの1.5倍。



◆人材開発支援助成金（人への投資促進コース）新設

～デジタル分野の社員教育に、国民の皆さまのアイデアをもとに創設～

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

・・・情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

・・・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

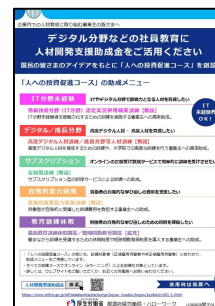
・・・定額制訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

・・・自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

・・・長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】



⑤ 育児・介護休業法が改正されました！～令和4年4月1日から段階的に施行～

○令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。

<改正ポイント>

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になりました。
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されました。
- 3 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。
- 4 育児休業を分割して取得できるようになります。
- 5 育児休業取得状況の公表が義務になります（従業員1,000人超企業のみ）。

※ 1, 2は令和4年4月1日から施行、3, 4は令和4年10月1日、5は令和5年4月1日から施行されます。

栃木労働局HPの「各種法令・制度・手続き」>「雇用環境・均等関係>育児・介護と仕事の両立」に掲載中

<詳細はこちら>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等に伴う保護者の休暇取得を支援します！

◆小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度。

休暇取得期間

日額上限額

令和4年4月1日～9月30日の休暇

9,000円

